

はじめに

地方公営企業は、上下水道や病院の経営をはじめとして、地域住民の日常生活に欠くことのできないサービスの提供を行うと同時に、地域の産業・経済の振興を図るための社会基盤の整備を担うなど、地域福祉の向上や地域社会の発展に大きな役割を果たしています。

本書は、県内の市町村及び一部事務組合が経営する地方公営企業の平成26年度の決算状況等についてとりまとめたものです。事業数は平成25年度より4事業減の271事業、決算規模は平成25年度に比べ35億円増、率にして1.7%増の2,111億円となっております。公営企業全体としての収支は、「会計基準の見直し」により、地方公営企業法が適用される事業会計における退職給付引当金計上不足額等の計上による総費用の増加が影響し、16年ぶりに43億円の赤字となりました。しかし、住民のニーズの高度化・多様化、高齢化の進展等に伴う社会経済情勢の変化等による厳しい環境の中、ほとんどの事業で一般会計からの多額の繰入金を行うことで収支の均衡を図っており、依然として厳しい経営状況にある地方公営企業においては、事業単体としても当該地方公共団体の財政運営全体の観点からも健全経営が求められております。

こうした中、民間企業の会計基準との整合性や公営企業会計の透明性の向上等を図るため、平成24年4月からは「資本制度の見直し」が、平成26年度予算・決算からは「会計基準の見直し」が施行されており、さらに、平成26年8月には財務規定等の適用範囲の拡大等について「公営企業の経営に当たっての留意事項」が発出されました。当該留意事項によれば、平成27年度から平成31年度までを公営企業会計適用の「集中取組期間」とする公営企業会計の適用拡大に向けたロードマップが示され、平成27年1月には総務大臣より積極的な公営企業会計への移行が要請されるとともに、全ての公営企業に「経営戦略の策定」が求められました。

このような状況を踏まえ、地方公営企業が今後ともサービスの安定的供給を行いながら、公共の福祉を増進していくためには、地方公営企業のあり方を絶えず見直していくことが不可欠であります。そのためには、上記改革に対応すべく速やかに準備を進めることが肝要であることは勿論のこと、特に公営企業会計の「見える化」を推進するため、集中改革期間（平成28年～30年度）における経営戦略の策定を通じて中・長期的な見地に立った企業経営のあり方にについて総点検を行い、より一層の経営改革に取り組む必要があります。

各地方公営企業におけるこうした取組みの参考として、この年報を有効に御活用いただければ幸いです。

平成28年3月

福島県総務部市町村財政課長 山寺 賢一